

3歳児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条の規定に基づき実施する3歳児に対する健康診査（以下「3歳児健康診査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱において「3歳児」とは、満3歳を超え満4歳に達しない幼児をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、3歳児健康診査を受診する幼児を養育し、かつ、本市に住所を有する者をいう。

(対象者の通知)

第3条 幼児が健康診査の対象となったときは、健康診査の目的、日時、場所その他必要な事項について対象者の保護者（以下「保護者」という。）に通知し、「3歳児健康診査問診票」を送付するものとする。

(3歳児健康診査の種類)

第4条 3歳児健康診査の種類は、次に掲げるとおりとする。

1 一般健康診査（以下「一般健診」という。）

2 精密健康診査（以下「精密健診」という。）

(一般健診の実施方法)

第5条 一般健診は、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理判定員等により集団の方法で実施するものとする。

ただし、内科の健診と尿検査については、一般社団法人船橋市医師会加入の医療機関（以下「内科健康診査実施医療機関」という。）において、個別健診の方法により実施するものとする。

2 一般健診の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状況
- (3) 脊柱及び胸郭の疾病並びに異常の有無
- (4) 皮膚の疾病の有無
- (5) 眼の疾病及び異常の有無
- (6) 耳、鼻及び咽喉の疾病並びに異常の有無
- (7) 四肢運動障害の有無
- (8) 精神発達の状況
- (9) 言語障害の有無
- (10) 日常生活の問題点
- (11) 予防接種の実施状況

(12) 歯の疾病及び口腔内の異常の有無

(13) その他の疾病及び異常の有無

(14) その他育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事事故等）

（一般健診の受診）

第6条 第5条第1項に規定される職員は、保護者より母子健康手帳を預かり、「3歳児健康診査問診票」の提出をうけて、一般健診のうち、集団健診を実施することとする。

2 内科健康診査実施医療機関は、保護者より「3歳児内科個別健康診査受診票」の提出を受け、一般健診のうち、内科健康診査を実施し、結果として「3歳児内科個別健康診査受診票（保護者用）」を保護者に渡すものとする。

（内科健康診査の費用の請求）

第7条 内科健康診査を実施した医療機関は、「3歳児内科個別健康診査費用請求書」に「3歳児内科個別健康診査受診票（請求用）」を添付して、当該月分を翌月10日までに船橋市医師会を經由して市長に請求するものとする。

2 前項の費用の額の算定は、別に市長が船橋市医師会と協議して定めるところによるものとする。

（内科健康診査に係る費用の支払い）

第8条 市長は前条第1項の規定による内科に係る健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該費用を、船橋市医師会が指定した内科健康診査実施医療機関の口座に支払うものとする。

（精密健診受診票の交付）

第9条 市長は、内科健康診査実施医療機関によって記入された3歳児内科個別健康診査票（保護者用）の精密健康診査受診票発行依頼を確認し「3歳児精密健康診査受診票」（以下「精密受診票」という。）を交付する。又、精密受診票の交付状況を「精密健康診査受診票交付台帳」により管理しなければならない。

（精密健診の実施）

第10条 精密健診は、市と委託契約をした医療機関（以下「委託医療機関」という。）で実施するものとする。

2 委託医療機関は、市長から交付された精密受診票により必要な精密健診を実施し、その診査結果を精密受診票（請求・指導用）により市長に報告しなければならない。

（精密健診の費用）

第11条 精密健診が医療保険等の給付として行われた場合は、委託医療機関が市長に対して請求できる額は、診療報酬の算定方法（平成26年厚生労働省告示第57号。）により算定した額から保険者が負担すべき額及び乳幼児医療費を控除した額とする。ただし、入院による精密健診は、この限りでない。

(精密健診の費用の請求)

第12条 委託医療機関は、精密健診に係る費用の請求を3歳児精密健康診査料請求書に精密受診票(請求・指導用)を添付して、市長に行うものとする。

(精密健診に係る費用の支払い)

第13条 市長は前条の規定による精密健診に係る健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに当該費用を船橋市医師会が指定した精密健診実施医療機関の口座に支払うものとする。ただし、船橋市医師会に加入していない医療機関については、この限りではない。

(事後指導及び事後の措置)

第14条 市長は、一般健診及び精密健診を受けた者について、健診の結果、必要があると認める者については、内科健康診査実施医療機関及び精密健診実施医療機関と連携をとり、保健師等により適切な事後指導及び事後措置を行うものとする。

(未受診者の対応)

第15条 市長は、精密健診の未受診者に対し、その理由を把握するとともに、保護者に対し早期に受診するよう指導を行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。